

平成二十年三月二十八日受領
答弁第二〇四号

内閣衆質一六九第二〇四号

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する質問に対する
答弁書

一について

道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づく道路（以下単に「道路」という。）は、高規格幹線道路から日常生活の基盤としての市町村道に至る道路ネットワークを形成し、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に整備している。

一方、お尋ねの「スーパー農道」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく農業用道路（以下「農道」という。）については、農業の生産性の向上等に資することを目的に整備している。

このように、道路整備事業と農道整備事業は、その目的が異なることから、適切に役割分担し、効率的な投資及び整備を図っているところである。

二について

道路整備事業と農道整備事業は目的が異なることから、適切に役割分担するとともに効率的な投資が行われるよう、国土交通省と農林水産省との間及び都道府県の道路担当部局と農道担当部局との間において連絡調整会議を設置する等、両事業の効率的な投資及び整備の推進に向けた調整を行っており、過去五年間では四十八地区において調整を行ったところである。